

2021年1月

## 令和3年1月7日からの大雪による災害により被災されたお客さまへ

令和3年1月7日からの大雪による災害により被災された秋田県内にお住まいの皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆さまにおいては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では秋田県内にお住まいの方をはじめ、今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して下記のお取扱いを実施しておりますのでご案内致します。

### 記

#### 1. 預金のお取引

(1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払をいたします。

※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。

(2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。

(3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合も窓口にてご相談下さい。

(4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

#### 2. 融資のお取引

(1) 既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。

— 東北労働金庫 —

